

【婚姻届】を提出された方へ

婚姻届が受理された方の住民登録地の市区町村で、手続きが必要な場合がありますので、各自自治体にご確認ください。
西東京市に住民登録をされていた方は、以下の項目に該当する場合、手続きが必要となる場合があります。

項目		手続き	問合せ先	備考	確認
住民	住民票の異動	住所を変更される方、同じ住所で世帯を別にされていた方は、手続きが必要となりますので、お問い合わせください。	市民課 受付係 (田無庁舎) 042-460-9820 保谷庁舎総合窓口係 (保谷保健福祉 総合センター) 042-438-4020	【受付時間】 平日 午前9時～午前11時30分 午後1時～午前4時30分	<input type="checkbox"/>
	印鑑登録をしている方	氏と登録印の登録内容が異なる場合は、印鑑登録は抹消されます。新たに印鑑登録が必要です。			<input type="checkbox"/>
	マイナンバーカード 住民基本台帳カード をお持ちの方	氏名に変更があった場合には、カードをお持ちください。お持ちいただいたカードに変更後の氏名を記載します。			<input type="checkbox"/>
	電子証明書 をご利用の方	氏名に変更があった場合には、有効期限内であっても電子証明書は失効します。(署名用電子証明書のみ)。新たに発行の手続きが必要です。			<input type="checkbox"/>
保険	西東京市 国民健康保険に 加入している方	保険証をお持ちください。氏等の変更をします。(夜間・休日に届出された場合は、氏等を変更した保険証は郵送いたします。)	保険年金課 国保加入係 042-460-9822		<input type="checkbox"/>
年金	年金に 加入している方	第2号被保険者(厚生年金等に加入している65歳未満の会社員や公務員など)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者に該当します。	保険年金課 国民年金係 042-460-9821	第3号被保険者該当届は配偶者の勤務先になります。直接お問合せください。 氏等の変更届は、自身の勤務先での手続きになります。直接お問合せください。 年金手帳の新氏名等の記載は、ご自身でお願いします。	<input type="checkbox"/>
		第2号被保険者(厚生年金等に加入している70歳未満の会社員や公務員など)の方			<input type="checkbox"/>
	年金を 受けている方	金融機関などで口座名義の変更をした場合、『年金受給権者 受取機関変更届』(様式)を日本年金機構に届ける必要があります。(この変更届書は右記の係及び市民課保谷庁舎総合窓口係にもあります。) ※詳しくは、届出先にお問い合わせください。			最寄りの年金事務所での手続きになります。 ※届出先 〒180-8621 武蔵野市吉祥寺北町4-12-18 日本年金機構 武蔵野年金事務所 (問):0422-56-1411(ナビダイヤル) 予約専用電話:0422-56-2445 予約専用ダイヤル:0570-05-4890 (問)年金ダイヤル:0570-05-1165
子育て	児童手当 乳幼児医療費助成 義務教育就学児医療 費助成 特別児童扶養手当 児童育成手当(障害) を受けている方	受給者が変更になる場合は、受給者変更の手続きが必要です。	子育て支援課 手当助成係 042-460-9840	必要な書類は、お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
	ひとり親家庭等医療費 助成 児童扶養手当 児童育成手当(育成) を受けている方	資格喪失の届けが必要です。 新 医療証をお返してください。			<input type="checkbox"/>
	私立幼稚園等に 児童を通園させている 方	補助金の支給を受けている場合は、受給者変更の手続きが必要な場合があります。また、支給認定を受けている場合は家庭状況変更届の提出が必要です。			子育て支援課 調整係 042-460-9841

※その他西東京市でサービスを受けている方は、それぞれの担当課でご確認ください。
また、『西東京市 暮らしの便利帳』をご参照ください。